

僧侶条例

(一九九一年六月二十九日)
条例公示第十六号

改正

- ① 二〇〇〇・七・三条例公示一四
- ② 二〇〇一・六・二九条例公示九
- ③ 二〇〇五・六・二八条例公示一

第一章 総則

(僧侶の身分)

第一条 僧侶は、専ら仏祖に奉仕し、宗義を研修し、教法を宣布するを本分とする。

(宗費の負担)

第二条 僧侶は、別に定めるところにより、宗費を負担しなければならぬ。

(僧侶の責務)

第三条 僧侶は、住職又は教会主管者に従い、その属する普通寺院(以下「寺院」という。)又は教会の興隆発展に努めなければならない。

第二章 得度

(第一〇編) 僧侶条例

(得度願)

第四条 得度を出願する者は、その所属する寺院又は教会を定め、住職又は教会主管者の同意を得なければならない。ただし、内事僧籍簿に登載すべき者の得度並びに僧籍に関する事項については、別に定める。

(誓約事項)

第五条 得度を出願する者は、次の事項を誓約しなければならない。

- 一 仏祖を崇敬し、教法を研修開思すること。
- 二 真宗本廟を崇敬し、本廟奉仕に努めること。
- 三 宗規を遵守し、宗門並びに寺院、教会の興隆に努めること。

(欠格)

第六条 次の各号の一に該当する者は、得度式を受けることができない。

- 一 年齢満九歳に満たない者
- 二 成年被後見人又は被保佐人でその取消しを得ない者
- 三 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者又は破産の宣告を受け復権を得ない者
- 四 停止公権者及びはく奪公権者

五 その他調査の上、不適当と認められた者

(得度考査)

第七条 得度出願者には、別に定めるところにより、考査を行う。

(度牒、法名及び登録)

第八条 得度式を受けた者には、度牒及び法名を授け、これを僧籍簿に登録する。

(転属)

第九条 他派から本派に転属した者には、別に得度式を行うことなく僧籍簿に登録し既度牒を授ける。

2 前項の場合においては、第四条乃至第六条の規定を準用する。

第十条 他宗から本派に転属しようとする者は、その属する宗派の僧籍を離れ、新たに得度式を受けなければならない。

第三章 僧籍

(僧籍)

第十一条 僧籍は、寺院又は教会に置く。ただし、第四条ただし書に該当する者については、別に定めるところによる。

(僧籍簿)

第十二条 僧籍簿は、寺籍簿又は教会籍簿に併置する。

(前住職・前教会主管者)

第十三条 前任の住職又は前任の教会主管者であつて、当該寺院又は教会に僧籍を有する者は、これを前住職又は前教会主管者と称する。

(衆徒)

第十四条 住職、前住職、教会主管者及び前教会主管者以外の僧侶は、これを衆徒と称する。

(死亡届等)

第十五条 改姓名又は死亡したときには、これを証明する書類を添えて遅滞なく宗務総長に届出なければならない。

(所属移転)

第十六条 僧侶がその所属を移転しようとするときには、双方の住職又は教会主管者の同意を経て、宗務総長の承認を得なければならない。

2 前項の者が住職、教会主管者又は候補衆徒である場合には、住職、教会主管者又は候補衆徒を辞してからでなければならない。

(帰俗・転派)

第十七条 帰俗又は転派しようとする者は、その事由を具して宗務総長の承認を得なければならない。

(僧籍削除)

第十八条 次の各号の一に該当するものは、その僧籍を削除する。

- 一 死亡した者又は失踪の宣告を受けた者
- 二 帰俗又は転派を承認された者
- 三 除名の処分を受けた者
- 四 本派に僧籍ある者が更に他宗派の僧侶となつた者
- 五 他宗派の僧侶であつて、更に本派の得度式を受けた者
- 六 事実をいつわつて得度式を受けた者

第十九条 次の各号の一に該当するときは、その僧籍を削除することができる。

- 一 五年以上その属する寺院又は教会を離れて、その所在を明らかにせず、かつその旨を告示した後六カ月以内にこれを届出でないとき。

- 二 他宗派の寺院又は教会に居住し、若しくは本派の僧侶としてその実のないとき。

第二十条 僧籍削除を受けた者が、これに対して異議あるときは、審問院に異議の申立をすることができる。ただし、通告を受けた日から三カ月を経過したときは、この限りでない。

(達令への委任等)

第二十一条 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、一九九一年六月三十日から施行する。
- 2 僧侶条例（一九四八年条例第二十四号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に僧侶である者は、この条例による僧侶とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に存する僧籍簿は、この条例による僧籍簿とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に授けられている度牒、既度牒及び法名は、この条例による度牒、既度牒及び法名とみなす。
- 6 この条例施行の際、現に前任職、前教会主管者及び衆徒である者は、この条例による前任職、前教会主管者及び衆徒であるものとみなす。
- 7 この条例施行の際、現に提出されている申請書、願書及び届は、この条例による申請書、願書及び届とみなす。
- 8 この条例施行の際、現に旧条例第二十条第一号による告示は、第十九条第一号による告示とみなし、その期間については従前通告した日から起算する。

9 この条例施行の際、現に旧条例第二十一条による異議申立は、この条例による異議申立とみなし、その期間については従前通告を受けた日から起算する。

10 開教条例(一九八九年条例公示第五号)第五条第二項中「僧侶条例(一九四八年条例第二十四号)」を「僧侶条例(一九九一年条例公示第十六号)」に改める。

11 被包括関係設定に関する特別措置条例(一九八八年条例公示第八号)第一条中「僧侶条例(一九四八年条例第二十四号。以下同じ。)」を「僧侶条例(一九九一年条例公示第十六号。以下同じ。)」に改める。

附 則 (二〇〇〇年七月三日条例公示第一四号)

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (二〇〇一年六月二九日条例公示第九号)

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (二〇〇五年六月二八日条例公示第一一号)抄

この条例は、二〇〇五年七月一日から施行する。